

下水道施設の電気設備工事に係る一般管理費等の積算が過大

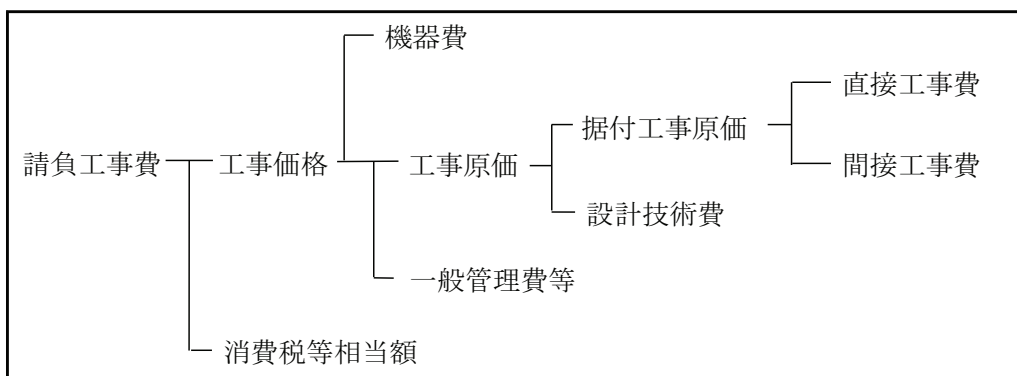
1件 不当金額(支出) 329万円

1 交付金事業の概要

新潟県新発田市は、令和元、2両年度に、社会資本整備総合交付金(下水道)事業として、新栄町地内において、下水道施設である新栄町中継ポンプ場で受電した電力を変電することなどを目的として、受変電設備、自家発電設備等の電気設備を設置する電気設備工事を契約額1億6533万円(交付対象事業費1億6282万円、交付金交付額8141万円)で実施した。

同市は、電気設備工事費の積算を国土交通省が制定した「下水道用設計標準歩掛表」に準拠して新潟県が制定した「積算基準 下水道」(以下「積算基準」)等に基づき行っている。積算基準によれば、電気設備工事費は、据付工事原価に設計技術費を加えた工事原価のほかに、受変電設備、自家発電設備等の機器費、一般管理費等及び消費税等相当額で構成することとされており(図参照)、このうち一般管理費等は、請負業者の経営管理等に必要な本店・支店の経常的な費用等を計上するもので、工事原価を対象額として、当該対象額に一般管理費等率を乗ずるなどして算定することとされている。

図 電気設備工事費の積算体系図



(注) 積算基準を基に本院が作成した。

2 検査の結果

同市は、電気設備工事に係る一般管理費等について、機器費1億0151万円、据付工事原価2930万円及び設計技術費429万円の計1億3511万円を対象額として、これに一般管理費等率を乗ずることなどにより2566万円と算定していた。そして、当該一般管理費等を含めた電気設備工事の工事価格を1億6078万円と算定するなどして、工事費を1億7957万円と積算していた。

しかし、積算基準によれば、電気設備工事に係る一般管理費等の対象額は工事原価とされていることから、機器費を一般管理費等の対象額に含めていたことは適切とは認められない。

したがって、機器費を一般管理費等の対象額から控除して修正計算すると、電気設備工事に係る一般管理費等は659万円となり、これを含めた電気設備工事の工事価格は1億4171万円、工事費は1億5860万円となることから、本件契約額1億6533万円はこれと比べて約670万円割高となっていて、これに係る交付金相当額329万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
新潟県	新発田市	社会資本整備総合交付金(下水道)	令和元、2	円 1億6533万 (1億6282万)	円 8141万	円 670万 (659万)	円 329万